

ILO 専門家委員会報告に関する声明

2月9日、ILO（国際労働機関）の「条約および勧告の適用に関する専門家委員会」（以下、専門家委員会）は、2024年年度報告書を公表した。専門家委員会は、第29号強制労働条約（日本批准、1932年）に関して、「技能実習生プログラム」と「戦時性奴隷制と産業強制労働」を取り上げ、「第二次世界大戦中の『慰安婦』と産業強制労働の問題を解決するための具体的な措置が2018年以降、日本政府によってなんら行われていない」と批判。「本件の深刻さと被害が長期にわたっている性質を考慮し、委員会は日本政府に対し、生存する被害者、特に2015年合意を拒否した被害者との和解を達成するためにあらゆる努力を払うこと、また、年を追うごとにその数が減少し続けている戦時産業強制労働および軍事的性奴隷制による高齢の生存被害者の期待に応え、彼ら彼女らが求める解決を達成するために適切な措置を遅滞なく取るよう努めること」を日本政府に求めた。

今回、専門家委員会が改めて、「戦時性奴隷制と産業強制労働」を取り上げたことには重要な意味がある。「1995年以来、第二次世界大戦中の性奴隷制（いわゆる「慰安婦」制度）と産業界における強制労働の問題を調査してきた」（2024年報告）としているように、専門家委員会は「戦時性奴隷制と産業強制労働」について日本政府に対して繰り返し勧告してきた。1996年報告では戦時「慰安婦」について、「かかる行為は条約に違反する性奴隷制と特徴づけられるべきであると認められる」と指摘し、1997年報告では、戦時適用除外との日本政府の主張を「『戦争、又は地震の場合であれさえすれば』いかなる強制的サービスをも課すことができるという白紙許可ではない」と明確に否定した。1999年報告では、戦時産業労働問題を初めて取り上げ、「このような悲惨な条件での、日本の民間企業のための大規模な労働者徴用は、この強制労働条約違反であったと考える」と指摘。その後も「犠牲者の年齢と時間の経過の速さを考慮して…日本政府が犠牲者と政府の双方に満足のいく形でこれらの者の請求に応えることができるようになるという希望」（2001年報告）を繰り返し表明し続けた。

しかし、日本政府は専門家委員会の勧告を無視するだけでなく、「強制労働」を否定することに躍起となってきた。2015年7月の「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に際しては、あえて「forced to work」という用語を用い、「我が国代表の発言における「forced to work」との表現等は、『強制労働』を意味するものではありません」（岸田外相・当時）と、強制労働条約にいう「forced labor」（強制労働）ではないと強弁。2021年4月27日には「『募集』、『官斡旋』及び『徴用』による労務については、いずれも同条約上の『強制労働』には該当しない」との政府見解を閣議決定した。この閣議決定は、群馬の森の「記憶、反省、そして友好」の碑の破壊につながる司法判断にも大きな影響を及ぼした。今回の専門家委員会報告により、こうした日本政府の「強制労働」否定の主張が国際的には全く通用しないものであり、国内的なプロパガンダに過ぎないことが白日の下にさらされたのである。

また、技能実習生問題についても「強制労働に相当し得る技能実習生の労働基本権侵害と虐待的な労働条件が根強く存在すること」を指摘した。2001年ダーバン宣言が「植民地主義が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容をもたらし…今日の世界各地における社会的経済的不平等を続けさせる要因」と指摘したのと同様に、過去の強制労働が未だに克服されていないことが、現代日本の「強制労働」である、技能実習生問題の「要因」であると厳しく指摘するものである。

被害者は高齢であり、もはや一刻の猶予もない。今度こそ、専門家委員会の勧告に従い、「彼ら彼女らが求める解決を達成するために適切な措置を遅滞なく取るよう努めること」が求められているのである。

2024年3月12日

強制動員問題解決と過去清算のための共同行動 (<https://181030.jimdofree.com/>)